

新旧対照表

改正後	現行
<p>沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助金交付の対象経費等) 第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) から (4) まで (略) (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、<u>第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。</u> <u>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</u> <u>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。</u> (6) から (10) まで (略)</p> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成29年5月15日から施行する。</u></p>	<p>沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助金交付の対象経費等) 第2条 この補助金の交付の対象経費は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) から (4) まで (略) (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、知事に速やかに報告するものとする。</p> <p>また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。 (6) から (10) まで (略)</p> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

別表（第2条関係）

対象経費及び基準額並びに算定方法

1. (略)
2. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
(1) 施設整備 次により算出された額の合計額とする。ただし、本事業及び申請医療機関数によっては、補助対象となる施設の基準額を変更する場合がある。 ア 改築 (ア) 鉄筋 $192,500円 \times 15.0m^2 \times$ 知事が必要と認めた病床数	(略)

別表（第2条関係）

対象経費及び基準額並びに算定方法

1. (略)
2. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
(1) 施設整備 次により算出された額の合計額とする。ただし、本事業及び申請医療機関数によっては、補助対象となる施設の基準額を変更する場合がある。 ア 改築 (ア) 鉄筋 $176,300円 \times 15.0m^2 \times$ 知事が必要と認めた病床数	新型インフルエンザ患者入院医療機関の改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）

第1号様式(別紙1)

施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書

1 所要額内訳

施設名	構造	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 ((A)-(B)) =(C)	基準額(D)				対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C)(D)及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	備考
					員数	単価	面積 ㎡	金額			
	改築 鉄筋						192,500	15			
合計											

(注) F欄は、1,000円未満は切り捨てて記入すること

第1号様式(別紙1)

施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書

1 所要額内訳

施設名	構造	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 ((A)-(B)) =(C)	基準額(D)				対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C)(D)及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	備考
					員数	単価	面積 ㎡	金額			
	改築 鉄筋						176,300	15			
合計											

(注) F欄は、1,000円未満は切り捨てて記入すること

第2号様式(別紙1)

施設整備事業実績報告明細書

施設名:

構造	総事業費	当該事業に係る寄付金その他の収入額	選定額A ((A)から(B)を 控除した額)	対象経費の 実支出額	交付決定額	選定額B ((D)と(E)を比較し て少ない方の額)	県補助額
			(C) = (A) - (B)			(F)	
(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D)	(E)	(F)	(G)	
改築	鉄筋						
合計	/						

(注) G欄は、C欄(選定額A)とE欄(選定額B)を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること。

第2号様式(別紙1)

施設整備事業実績報告明細書

施設名:

構造	総事業費	当該事業に係る寄付金その他の収入額	選定額A ((A)から(B)を 控除した額)	対象経費の 実支出額	交付決定額	選定額B ((D)と(E)を比較し て少ない方の額)	県補助額
			(C) = (A) - (B)			(F)	
(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D)	(E)	(F)	(G)	
改築	鉄筋						
合計	/						

(注) G欄は、C欄(選定額A)とG欄(選定額B)を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること。

第2号様式(別紙2)

設備整備事業実績報告明細書

施設名:

種目	品目	総事業費	当該事業に係る寄付金その他の収入額	選定額A ((A)から(B)を 控除した額)	対象経費の 実支出額				交付決定額	選定額B ((D)と(E)を比較し て少ない方の額)	県補助額
				(C) = (A) - (B)	(D)					(F)	
(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D)	規格	員数	単価	金額	(E)	(F)	(G)	
その他 設備費	個人防護服 (PPE)										
	人工呼吸器										
	簡易除圧装置										
	簡易ベッド										
合計	/										

(注) G欄は、C欄(選定額A)とE欄(選定額B)を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること。

第2号様式(別紙2)

設備整備事業実績報告明細書

施設名:

種目	品目	総事業費	当該事業に係る寄付金その他の収入額	選定額A ((A)から(B)を 控除した額)	対象経費の 実支出額				交付決定額	選定額B ((D)と(E)を比較し て少ない方の額)	県補助額
				(C) = (A) - (B)	(D)					(F)	
(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D)	規格	員数	単価	金額	(E)	(F)	(G)	
その他 設備費	個人防護服 (PPE)										
	人工呼吸器										
	簡易除圧装置										
	簡易ベッド										
合計	/										

(注) G欄は、C欄(選定額A)とG欄(選定額B)を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること。

第 5 号様式

(新設)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
医療機関名  
代表者名

平成 年度新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備  
整備事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定を受けた平成  
年度新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業  
費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次の  
とおり報告します。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法  
律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による  
精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費  
税に係る仕入控除額（要補助金等返還相当額）

金 円  
（うち国庫返還相当額金 円）

3 添付書類

- (1) 仕入控除税額計算書（第5号様式別紙）  
(2) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売  
上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

第5号様式(別紙)

沖縄県新型コロナウイルス感染症等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額計算書

(単位はすべて円)

住所			
医療機関名			
代表者名			
交付年度		確定額(報告額)	

特定収入額		
内訳	沖縄県新型コロナウイルス感染症等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金	
合計		-

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2)	課税資産の譲渡等の対価の額(付表2 ④)	
	非課税売上額(付表2 ⑥)	
	資産の譲渡等の対価の額(合計額)(付表2 ⑦)	-
	課税売上割合(%)	#DIV/0!
	特定収入割合(%)	#DIV/0!

1 返還が生じない場合

↑ 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

- ① 免税事業者であり、消費税等の申告義務がない
- ② 簡易課税制度を適用し、みなし仕入率により仕入控除税額の計算を行っている
- ③ 特定収入割合が5%を超えており、仕入控除税額について調整計算を行っている
- ④ その他(選択した場合、以下に詳細を記入)

2 返還が生じる場合

← 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

(新設)

3 「返還が生じる場合」に該当する場合、以下の①または②の表を記入

① 課税売上割合が95%未満の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
地方消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
合計(県返還相当額)			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!

② 課税売上割合が95%以上の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
地方消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
合計(県返還相当額)			-
(うち、国庫返還相当額)			-

要県補助金等返還額	#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)	#DIV/0!

4 補足

個別対応方式による申告の場合、課税仕入の各配分額をご記入ください。

(一括比例配分方式による申告の場合は、記入不要です。)

	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分
金額			